

いじめ防止基本方針 (R3)

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめほどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むことから始めて行く必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童生徒が周囲の友人や教職員と信頼関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が生まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくものと期待される。

※文部科学省 いじめ防止基本方針の策定について（通知） 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめの対する措置」より抜粋

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。※「いじめ防止対策推進法」

(2) 未然防止のための具体策

- ・校内いじめ対策委員会
(校長、教頭、教務、生徒指導主任、学年主任(担任)、養護教諭、特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー)
- ・全職員による共通理解(子供を語る会・30秒報告会)

(3) 自己有用感や自己肯定感を育むために(全教職員が児童一人一人を丸ごと受け止める)

- ・居場所と絆づくり(北小のじまん・縦割り活動・学校行事・児童会活動など)
- ・生徒指導の機能した授業の積み上げ(規律・基礎学力の定着・互いに認め合える集団)
- ・「根っここと花カード」、「未来をつくる木」、「いいこと日記」(自己有用感、自己肯定感、自尊感情の育成)

(4) いじめに向かわない態度、能力の育成のために

- ・道徳授業の充実はもちろん、学級活動や、日々の授業や活動を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いを認め、尊重する態度を養う。
- ・人間関係作りプログラム、グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング

(5) ネットトラブルに巻き込まれないために

- ・情報モラルの育成と規範意識、相手意識、コミュニケーション能力の育成 ・コロナ関連の誹謗中傷抑制指導
- ・ICT情報モラル教育の実施 ・携帯、ネット教室 ・ネットアンケート

(6) 早期発見の手立て

- ・教師による日々の観察 ・定期的なアンケートの実施 ・地域、保護者との連携 ・教育相談

2 いじめ発見時の対応

発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害者児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

※文部科学省 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」より

(1) 組織的対応

- ・いじめを認知した場合、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。
- ・いじめ対策委員会による緊急会議を開き、今後の方針を立て、組織的に取り組む。
- ・状況に応じて、柔軟かつ適切に対応する。
- ・いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重大な場合や、情報が不確かな場合等では、把握した状況を下に、十分検討協議し、慎重に対応する。

(2) いじめ解消に向けた指導

- ・絶対に守り通すことを約束し、安心感を与える。解決後も折に触れて支援を行う。(被害児童)
- ・いじめは絶対に許されない行為であることを理解させ、行為の責任を自覚させる。(加害児童)
- ・自分の問題として捉えさせ、いじめを根絶しようという態度を行き渡らせる。(他の児童)
- ・いじめの状況や、指導方針を説明し、理解と協力を求める。(被害児童保護者)
- ・事実を伝え、連携した対応への理解を求めるとともに、継続した助言を行う。(加害児童保護者)

(3) 重大事案発生時の対応

- ・生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は、相当期間にわたり被害児童が欠席を余儀なくされるなどの重大事案が発生した場合、速やかに市教育委員会に事案発生を報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。そして、市教育委員会との調査委員会の中で、事実関係の確認、被害児童及び加害児童の今後について協議する。